

[PFI事業契約書の変更に伴う新旧対照表]

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
内容変更	第10条 第2項	県は、本事業が継続されている間は、本件土地持分の使用貸借を互いに解約し得ないものとする。	第10条 第2項	県は、本事業が継続されている間は、本件土地持分の使用貸借を解約し得ないものとする。
内容変更	第10条 第3項	県は、本事業の継続中、事業者の承諾なく第三者に本件土地を譲渡または賃貸することはできない。ただし、合築事業者に合築事業対象施設を維持させるために必要な貸付を行うことについてはこの限りではない。	第10条 第3項	県は、本事業の継続中、事業者の承諾なく第三者に本件土地を譲渡または賃貸することはできない。
番号変更	第11条 第2項	(条文の変更なし)	第11条 第2項 (1)	(条文の変更なし)
条文追加	-	-	第11条 第2項 (2)	この場合において、事業者は事前に解体・撤去等に要する費用の見積もりを県に提出し、その承諾を得なければならない。
条文追加	-	-	第11条 第2項 (3)	県は、事業者の見積りより安価で解体・撤去等を行う業者に作業をさせ、事業者に対し、その代金のうち次項に従って事業者が負担すべき額に相当する金員の支払を求めことができ、この場合、事業者はその支払をしなければならない。
内容変更	第11条 第3項	前項の本件建物の取り壊しあるいは残骸の撤去等に要する費用は、本件建物の滅失・毀損の原因に応じて次の各号のとおり負担する。	第11条 第3項	前項の本件建物の取り壊しおよび残骸の撤去等に要する費用のうち、本件施設等の取り壊しおよび残骸の撤去等に要する費用については、本件建物の滅失・毀損の原因に応じて次の各号のとおり負担する。
条文追加	-	-	第11条 第3項 (3)	合築事業者に帰すべき事由に基づく場合には合築事業者が負担する。
番号変更 および 内容変更	第11条 第3項 (3)	不可抗力事由に基づく場合には県と事業者がそれぞれ2分の1ずつ負担する。	第11条 第3項 (4)	不可抗力事由に基づく場合には県と事業者がそれぞれ2分の1ずつ負担する。ただし、事業者の負担(取壊しおよび残骸の撤去等に要する費用のみならず、第73条第3項または同条第5項(4)号により事業者が負担することになる一切の負担を含む。)は本件施設等の対価の0.5%を限度とし、限度を越えた部分については県の負担とし、事業者を支払う補償金額を調整する。
番号変更 および 内容変更	第11条 第3項 (4)	(条文の変更なし)	第11条 第3項 (5)	(条文の変更なし)

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
内容変更	第25条 第4項	事業者は、県または合築事業者が、第1項に定める本件建物の完工確認または前項に定める再完工確認を実施し、第2項の規定に基づく是正を求めない場合で、かつ、事業者が第88条に規定する保険証券の写しを別紙10に記載する竣工図書とともに県に対して提出しない限り、県および合築事業者に対して本件建物を引渡すことはできないものとする。	第25条 第4項	事業者は、県または合築事業者が、第1項に定める本件建物の完工確認または前項に定める再完工確認を実施し、第2項の規定に基づく是正を求めない場合で、かつ、事業者が第86条に規定する保険証券の写しを別紙10に記載する竣工図書とともに県に対して提出しない限り、県および合築事業者に対して本件建物を引渡すことはできないものとする。
内容変更	第27条 第3項	不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、当該遅延に伴い事業者あるいは県が負担した合理的な増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については、県と事業者でそれぞれ2分の1ずつ負担するものとする。	第27条 第3項	不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、当該遅延に伴い事業者あるいは県が負担した合理的な増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については、県と事業者でそれぞれ2分の1ずつ負担するものとする。ただし、事業者の負担は本件施設等の対価の0.5%を限度とし、限度を越えた部分については県の負担とし、事業者に支払う補償金額を調整する。
内容変更	第31条	事業者は、平成16年3月1日までに県に対し、本件施設および本件設備等を引渡し、本契約の終了に至るまでの間、貸付ける。	第31条	事業者は、平成16年3月1日までに県に対し、本件施設および本件設備等を引渡し、本契約の終了に至るまでの間、貸付ける。ただし、第26条により工期が延長された場合には、その延長後の工期終了期日までに引き渡すものとする。
内容変更	第36条 第1項	事業者は、第83条の規定に従い、年間業務計画書において、当該事業年度における維持管理計画を明らかにし、県および合築事業者は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。	第36条 第1項	事業者は、第81条の規定に従い、年間業務計画書において、当該事業年度における維持管理計画を明らかにし、県および合築事業者は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。
内容変更	第42条 第1項	事業者は、第83条の年間業務計画書において、当該事業年度における本件施設中の事業者運営支援部分における事業計画を明らかにし、県は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。	第42条 第1項	事業者は、第81条の年間業務計画書において、当該事業年度における本件施設中の事業者運営支援部分における事業計画を明らかにし、県は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。
内容変更	第51条 第3項 (1)	本事業終了後、県が譲渡を受ける本件施設および本件設備等の対価に相当する部分 金 円	第51条 第3項 (1)	本件施設および本件設備等の対価に相当する部分 金 円

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
内容変更	第63条 第2項	事業者は、前項の期間満了前に本契約が終了した場合においても、県に対し本件施設等の所有権を譲渡する。この場合、事業者は、契約終了の原因に従って第75条に定める補償を受けることができる。	第63条 第2項	事業者は、前項の期間満了前に本契約が終了した場合においても、県に対し本件施設等の所有権を譲渡する。この場合、事業者は、契約終了の原因に従って第73条に定める補償を受けることができる。
条文削除	第71条	県は、理由の如何を問わず、6箇月以上前に事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。	-	(条文の削除)
条文削除	第72条	県は、本契約にかかる県の予算に減額または削除があった場合、もしくは第52条の規定に基づくサービス購入費の見直しに伴い債務負担額の変更が必要となった場合において、変更後の債務負担行為として地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に基づき定めるにつき、議会の議決が得られなかった場合には、本契約を解除することができる。	-	(条文の削除)
番号変更	第73条 第74条	(条文の変更なし)	第71条 第72条	(条文の変更なし)
番号変更 および 内容変更	第75条 第1項	本契約が第31条による県への引渡後に第69条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転に対する補償金として、別紙16として添付する「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額に対し、対応する「第69条による解除の場合の返還割合」欄記載の割合を乗じて算出される金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第73条 第1項	本契約が第31条による本件施設および本件設備等の県への引渡後に第69条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転に対する補償金として、別紙16の「補償金の算定方法」に従って算出される金員の90%に相当する額を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
番号変更 および 内容変更	第75条 第2項	本契約が第31条による県への引渡後に第70条、第71条、または第72条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、それぞれ別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額に相当する金員ならびに解除の効力発生時における第51条第3項(2)号および(3)号の金員の20%に相当する金員に、残存契約期間の年数に相当する法定利率(5%)による複利年金現価表(ライブニッツ式)の数値を乗じた金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第73条 第2項	本契約が第31条による本件施設および本件設備等の県への引渡後に第70条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金の算定方法」に従って算出される金員ならびに解除の効力発生時における第51条第3項(2)号および(3)号の金員の20%に相当する金員に、残存契約期間の年数をもとに法定利率(年5%)によりライブニッツ方式に従って計算された複利年金現価に相当する金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。
番号変更 および 内容変更	第75条 第3項	本契約が第31条による県への引渡後に第74条の規定により全部解除された場合のうち、本件施設等が滅失したとき、もしくは著しく毀損し修復に多額の費用を要するとき、またはその他本件施設等が事業者から県へ譲渡された後においてその後の使用が事実上長期にわたり継続的に不可能と認められるときは、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額から事業者が受領することになる88条に指定する保険金に相当する額を控除した額の2分の1の額を、事業者が受領することになる保険金を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第73条 第3項	本契約が第31条による本件施設および本件設備等の県への引渡後に第72条の規定により全部解除された場合のうち、本件施設等が滅失したとき、もしくは著しく毀損し修復に多額の費用を要するとき、または本件施設等が事業者から県へ譲渡された後においてその後の使用が事実上長期にわたり継続的に不可能と認められるときは、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16の「補償金の算定方法」に従って算出される金員から事業者が受領することになる第86条に指定する保険金に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。ただし、事業者の負担は本件施設等の対価の0.5%を限度とし、限度を越えた部分については県の負担とし、事業者を支払う補償金額を調整する。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
番号変更 および 内容変更	第75条 第4項	本契約が第31条による県への引渡後に第73条の規定により全部解除された場合、または第74条の規定により全部解除された場合のうち前項に該当しない場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額から事業者が受領することになる保険金に相当する額を控除した金員を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第73条 第4項	本契約が第31条による本件施設および本件設備等の県への引渡後に第71条の規定により全部解除された場合、または第72条の規定により全部解除された場合のうち前項に該当しない場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16の「補償金の算定方法」に従って算出される金員から事業者が受領することになる保険金に相当する額を控除した金員を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。
番号変更 および 内容変更	第75条 第5項	本契約が第31条による県への引渡前に全部解除された場合のうち、第69条の規定により解除された場合には事業者が、第70条ないし第72条により解除された場合には県が、第51条3項(1)号の金員の10%に相当する金員を賠償ないし補償として相手方に支払うものとし、解除時における本件施設等の設計中ないし建設中の出来高から控除ないし付加して精算処理するものとし、第73条により解除された場合には、補償内容は県と事業者との間の協議によって定め、第74条により解除された場合、建設中の建物その他残存物に価値があればその価値相当分を県が事業者に補償として支払うことにより処理する。	第73条 第5項	本契約が第31条による本件施設および本件設備等の県への引渡前に全部解除された場合は、その解除の原因に応じて以下のとおりとする。
条文追加	-	-	第73条 第5項 (1)	第69条の規定により解除された場合には、事業者は、県に対し、本件施設等の対価に相当する金額の10%に相当する金員を賠償として支払うものとし、解除時における本件施設等の設計中ないし建設中の出来高から控除して精算処理するものとする。
条文追加	-	-	第73条 第5項 (2)	第70条により解除された場合には、県が、事業者に対し、本件施設等の対価に相当する金額の10%に相当する金員を賠償ないし補償として支払うものとし、解除時における本件施設等の設計中ないし建設中の出来高に付加して支払うものとする。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
条文追加	-	-	第73条 第5項 (3)	第71条により解除された場合には、補償内容は県と事業者との間の協議によって定めるものとする。
条文追加	-	-	第73条 第5項 (4)	第72条により解除された場合には、県は、事業者に対し、下記 およびの合計額に相当する金員を補償として支払うものとする。 県において建設中の建物その他残存物に対して認められる価値相当額。 解除時における本件施設等の設計中ないし建設中の出来高からの金額を控除した額の2分の1に相当する金額(ただし、事業者が第86条第2項により損害保険会社との間で履行保証保険契約を締結している場合には、出来高からの金額および同保険契約に基づき事業者が受領することになる保険金に相当する額を控除した額の2分の1に相当する金額。)ただし、事業者の負担は本件施設等の対価の0.5%を限度とし、限度を越えた部分については県の負担とし、事業者に支払う補償金額を調整する。
条文追加	-	-	第73条 第6項	本契約が第69条または第70条により解除された場合において、解除により損害を被る当事者に対する補償等は前5項により実施されるが、補償金による精算だけでは賅い切れない損害が生じた場合には、補償金の授受によって処理し切れない部分について相手方に対して賠償請求することができる。
番号変更 および 内容変更	第76条 第1項	事業者は、本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、速やかに第63条第3項の所有権移転登記請求権保全の仮登記に基づく本登記手続を行う。ただし、 <u>第70条、第71条、または第72条の規定に基づき本契約が終了した場合には、事業者は、県から補償金の支払を受けるのと引き換えに、同本登記手続を行うものとする。</u>	第74条 第1項	事業者は、本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、速やかに第63条第3項の所有権移転登記請求権保全の仮登記に基づく本登記手続を行う。ただし、 <u>第70条の規定に基づき本契約が終了した場合には、事業者は、県から補償金の支払を受けるのと引き換えに、同本登記手続を行うものとする。</u>
番号変更	第77条	(条文の変更なし)	第75条	(条文の変更なし)

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
番号変更 および 内容変更	第78条	前条第2項の変更に伴って生じる合理的な追加費用の、県および事業者の負担については、法令変更の場合は県の負担とし、不可抗力の場合は県と事業者が、各2分の1ずつ負担するものとする。	第76条	前条第2項の変更に伴って生じる合理的な追加費用の、県および事業者の負担については、法令変更の場合は県の負担とし、不可抗力の場合は県と事業者が、各2分の1ずつ負担するものとする。 <u>ただし、事業者の負担は本件施設等の対価の0.5%を限度とし、限度を越えた部分については県の負担とし、事業者に支払う補償金額を調整する。</u>
番号変更 および 内容変更	第79条 第1項	県および事業者は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。	第77条 第1項	県および事業者は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができ、 <u>この場合相手方は協議に応じなければならない。</u>
番号変更	第80条 第85条	(条文の変更なし)	第78条 第83条	(条文の変更なし)
条文削除	第86条 第1項	事業者は、出資者全員による別紙19の1に記載する内容の保証書を取得し、その原本を本契約締結時までに県に対して提出しなければならない。	-	(条文の削除)
番号変更 および 内容変更	第86条 第2項	事業者が、事業者の費用負担のもとに、損害保険会社との間で、県の承諾する、県と事業者を被保険者とする第51条第3項(1)号の金員の10%以上に相当する額の保険金の支払を受けることができる別紙19の2記載の内容の履行保証保険契約を締結する場合には、 <u>株式会社以外の出資者は別紙19の3に記載する内容の確約書の提出をもって、別紙19の1に記載する保証書の提出に代えることができる。</u> この場合、事業者は、本件建物の完成までに上記内容の損害保険契約を締結し、県に対し当該保険証券を呈示したうえ、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。	第84条 第1項	事業者は、 <u>本件建物の完成までに、事業者の費用負担のもとに、損害保険会社との間で、県の承諾する、県と事業者を被保険者とする本件施設等の対価に相当する金額の10%以上に相当する額の保険金の支払を受けることができる別紙19の1記載の内容の履行保証保険契約を締結し、県に対し当該保険証券を呈示したうえ、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。</u>
番号変更	第86条 第3項	(条文の変更なし)	第84条 第2項	(条文の変更なし)
番号変更	第86条 第4項	(条文の変更なし)	第84条 第3項	(条文の変更なし)
条文追加	-	-	第84条 第4項	事業者は、その出資者全員から別紙19の2に記載する内容の確約書を徴取し、これを県に提出しなければならない。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
条文削除	第86条 第5項	県は、その選択に従って、履行保証保険の保険金請求と株式会社に対する履行保証請求の一方または両方を行うことができる。ただし、株式会社が履行保証請求に応じて履行を完了した場合において、県が既に受領した保険金がある場合には、県はこれを株式会社に対し支払うものとする。	-	(条文の削除)
番号変更	第87条 第94条	(条文の変更なし)	第85条 第92条	(条文の変更なし)
番号変更 および 内容変更	第95条	本契約につき議会の議決を受ける前段階において、第69条(県による契約解除)、第81条(契約上の地位の譲渡)、第84条(秘密保持)、第85条(著作権等)、第92条(準拠法)、第93条(管轄裁判所)、および第94条(定めのない事項)の各規定を準用する。	第93条	本契約につき議会の議決を受ける前段階において、第69条(県による契約解除)、第79条(契約上の地位の譲渡)、第82条(秘密保持)、第83条(著作権等)、第90条(準拠法)、第91条(管轄裁判所)、および第92条(定めのない事項)の各規定を準用する。
内容変更	別紙7 第8条	乙は、本契約の期間中、本件土地の一部が毀損し、またはそのおそれがある場合は、直ちに甲、乙および丙に対してその状況を通知しなければならない。	別紙7 第8条	乙は、本契約の期間中、本件土地の一部が毀損し、またはそのおそれがある場合は、直ちに甲、滋賀県信用保証協会および大津商工会議所に対してその状況を通知しなければならない。
内容変更	別紙7 第11条	本契約に定めのない事項については、本件事業契約の定めに従う。	別紙7 第11条	本契約に定めのない事項については、本件事業契約の定めに従うものとし、 <u>本件事業契約にも定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。</u>
内容変更	別紙11	毎月の業務報告書の様式(38条3項、39条、44条3項、45条1項、53条、55条、69条2項4号、83条2項関係)	別紙11	毎月の業務報告書の様式(38条3項、39条、44条3項、45条1項、53条、55条、69条2項4号、81条2項関係)
内容変更	別紙12	半期業務報告書の様式(38条3項、39条、44条3項、45条2項、53条、55条、69条2項4号、83条2項関係)	別紙12	半期業務報告書の様式(38条3項、39条、44条3項、45条2項、53条、55条、69条2項4号、81条2項関係)
内容変更	別紙14 4(1)	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙14 4(1)	(PFI事業契約書にてご確認下さい)



変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
内容変更	別紙15 第1条	賃貸人と賃借人間の本件賃貸物件に関する契約(以下「本件賃貸借契約」といいます。)は、本誓約書とともに提出する契約書写しのとおり、平成46年3月31日までに終了する借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に定める定期借家契約であり、賃借人は本件賃貸借契約が終了した場合には、県および賃貸人に対し、本件賃貸物件を賃借時における現状に復して明渡すものとする。	別紙7 第11条	賃貸人と賃借人間の本件賃貸物件に関する契約(以下「本件賃貸借契約」といいます。)は、本誓約書とともに提出する賃貸借契約公正証書写しのとおり、平成46年3月31日までに終了する借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に定める定期借家契約であり、賃借人は本件賃貸借契約が終了した場合には、県および賃貸人に対し、本件賃貸物件を賃借時における現状に復して明渡すものとする。
内容変更	別紙16	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙16	(PFI事業契約書にてご確認下さい)
別紙削除	別紙19の1	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	-	(条文の削除)
番号変更	別紙19の2	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙19の1	(PFI事業契約書にてご確認下さい)
番号変更	別紙19の3	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙19の2	(PFI事業契約書にてご確認下さい)